冬の大地震に備えて

冬に大きな地震が発生すると、強い揺れや津波による被害に加え、雪や寒さが原因となる二次災害が起こることもあります。冬場の地震は次のことに注意しましょう。

1．雪に対する備え ～ハザードマップの活用を～

屋根に雪が多く積もっていると、地震の揺れによる家の倒壊や、屋根からの落雪の可能性がより高くなります。屋根からの落雪は、人が巻き込まれる危険があるほか、避難路をふさぐ原因にもなるため、日頃から自宅周辺などで落雪のおそれがあるところを確認しておきましょう。

また、冬の路面は歩きにくく、天気によっては、さらに移動が困難になることから、夏場よりも避難に時間がかかります。

細い道などは、積雪により通行できなくなることもあるため、冬場でも通れる避難路をハザードマップなどで確認しておきましょう。

2．火災に対する備え

暖房器具を使用する冬場の地震では、火災のリスクが高まります。

転倒時に自動停止する機能があっても、停電からの復電による再起動や、損傷した配線から漏電し出火する、通電火災に注意が必要です。

暖房器具のそばには可燃物を置かないようにし、避難の際はブレーカーを切りましょう。

3．寒さへの備え

冬場に地震が発生すると、電気やガスが止まり、暖房器具が使えなくなることが考えられます。天気によっては、救助活動や物資輸送が遅れることも考えられるため、ポータブルの暖房器具を用意しておきましょう。

そのほか、防寒着や防寒靴、毛布、カイロなどを、避難時にすぐ持ち出せるようにしておくと安心です。

【問合先】
札幌管区気象台　地震火山課
（☎011-611-6125）

こころの健康相談のお知らせ

なんとなく鬱々（うつうつ）として気分が晴れなかったり、落ち込むような感覚になっていませんか？

りふれでは月に一度、「こころの健康相談」を行っています。ご家族の方からの相談も受け付けています。

ストレスとの上手な付き合い方を一緒に見つけていきましょう。

【日　時】
1月19日㈫、2月16日㈫
9：30～11：30　※事前に予約が必要です
【場　所】りふれ
【問合先】りふれ　保健係（☎82-5555）

広報用の写真撮影にご協力を…

町では、広報紙などの発行や記録のために、イベントなどさまざまな場面で取材や写真撮影を行っています。

取材の時に担当職員は「長沼町　広報取材班」と書かれた腕章を着用しています。

撮影した写真は、町の発行物（広報紙・パンフレットなど）やホームページ、報道提供用に活用するなど、**公共的な目的以外で使用することはありません。**

町の魅力をさらに発信していくためにも、取材や写真撮影に、皆さんからのご理解とご協力をお願いします。

【問合先】役場広報情報係（☎76-8014）

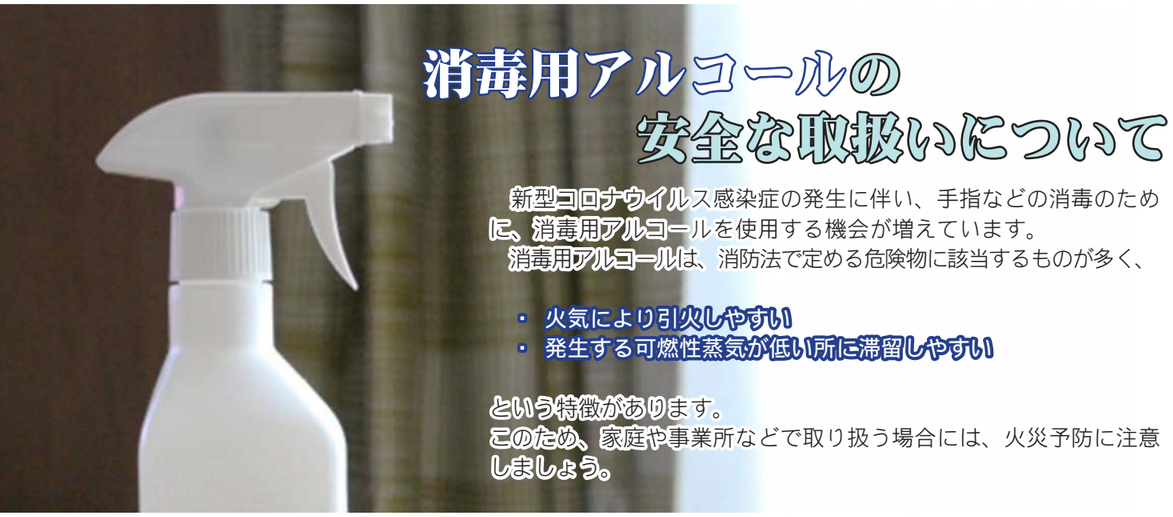

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指などの消毒のために、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは、消防法で定める危険物に該当するものが多く、

- **火気により引火しやすい**
- **発生する可燃性蒸気が低い所に滞留しやすい**

という特徴があります。
このため、家庭や事業所などで取り扱う場合には、火災予防に注意しましょう。

■消毒用アルコール取扱い時の注意事項

・火気の近くで使用しない
・密閉した室内では、多量の消毒用アルコールの噴霧は避ける
・消毒用アルコールの詰替えなどは通気性のよい場所や換気が行われている場所で行う
・消毒用アルコールの入った容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける
・容器を落下させるなど、衝撃を与えないよう注意する

■消毒用アルコール取扱いに係る届出・申請

消毒用アルコールについては、貯蔵、取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定により、届出または申請が必要になる場合があります。

【火災予防条例（少量危険物）による届出】
80リットル以上、400リットル未満（個人の住居は200リットル以上、400リットル未満）の消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合
【消防法による申請】
400リットル以上、貯蔵・取扱う場合

【問合先】南空知消防組合長沼支署（☎88-2819）

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方やその家族、治療にあたった医療関係者の方々に対する**不当な差別**、**偏見**、**いじめ**、**誹謗中傷**、また、**営業を続ける店舗や、他の地域から来た車両に対する嫌がらせ行為**などはあってはなりません。

不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることのないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

なお、道では**「新型コロナウイルス人権相談窓口」**を開設し、新型コロナウイルスに関連する偏見、差別などによる人権問題の相談を受け付けています。

困ったときは、一人で悩まずにご相談下さい。

■新型コロナウイルス人権相談窓口
【相談受付】〈電　話〉011-206-0497　平日９時～17時まで受付（12/29～１/３を除く）
〈メール〉cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp　24時間受付
【問 合 先】道庁環境生活部くらし安全局道民生活課　道民生活係（☎011-206-6148）